

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年11月25日（月）

担当課：こども部 こども総務課

件名：大和市こども計画の策定について

提出理由：大和市こども計画を策定するにあたり、素案の内容について了承を得るため

内容：

1. 大和市こども計画とは

- ・令和5年4月に施行されたこども基本法において、国の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して定めるよう努めることとされている「市町村こども計画」である。
- ・こどもや子育てをめぐる様々な課題に適切に対応するため、こども施策に関する総合的な計画として策定するもの。

2. 計画策定の背景等

- ・国は令和5年12月、こども基本法に基づき定めた「こども大綱」を閣議決定した。「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現に向けた、政府のこども施策の基本的な方針等が示された。
- ・県においては、「こども大綱」を勘案した「都道府県こども計画」を策定中である。
- ・本市では、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、令和2年3月に「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、当該計画に基づき、幼児期の教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業を積極的に展開してきた。
- ・「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で終了すること、また、こども基本法の施行を踏まえ、社会情勢などの変化に対応したこども施策を推進するため、新たに計画を策定する必要がある。

3. 計画策定の基本的な考え方

- ・こども基本法第10条に基づく市町村計画であり、「第10次大和市総合計画」の実現を図るための個別計画として位置づける。
- ・国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本市におけるこどもや若者、子育て当事者のウェルビーイング向上を図るため、具体的な取組や施策の方向性を示す。

- ・「市町村こども計画」は、既存の各法令に基づくこども施策に関する計画と一体的に作成することができることから、法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」など、こども施策に関連した計画を包含した計画とする。

4. 計画の概要

(1) 計画期間

令和7年度～11年度（5年間）

(2) 基本理念

すべてのこどもが自分らしく健やかに成長するまち・やまと～みんなでつなげるこどもまんなか地域の輪～

(3) 主要施策

基本理念を実現するため、「こども大綱」で示された以下の4つを主要施策としたうえで、それぞれに個別施策を定め、現状と課題、施策の方向性、具体的な事業を設定する。

- ①ライフステージを通じた取組
- ②ライフステージ別の取組
- ③子育て当事者を支える取組
- ④こども施策を推進するために必要な事項

5. 計画の推進体制、進行管理

- ・事業の実施状況については、こども部が点検・評価を行うとともに、「大和市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理を行う。
- ・国の制度改正、社会情勢の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

経過

- R5.11 ニーズ調査の実施
- R6.5～ 大和市子ども・子育て会議（5回）
- R6.6 こどもの意見聴取の実施

今後の予定

- R6.11 大和市子ども・子育て会議 諮問
- R6.12 意見公募手続
- R7.1 大和市子ども・子育て会議 答申
- R7.3 計画策定